⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒂　受注者の責により、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点するものとする。
⒃　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。
⒄　本案件は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒅　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akira Ogasawara, Director of Abashiri Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Utoro Tunnel, Route334, Shari Town, Hokkaido, Japan
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 28 July 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 p.m 14 September 2010 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 14 September 2010 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 14 September 2010)
⑹　Contact point for tender documentation : Kazuyoshi Yoshikawa, Officer of Contracts Division, Contracts Division, Abashiri Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, 2―6―1, shinmachi, Abashiri, Hokkaido 093―8544, Japan TEL 0152―44―6171 (ext. 519)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年６月28日
（契約責任者）
西日本高速道路株式会社
四国支社支社長　梅田　雄康
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37
○第６号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　四国横断自動車道　富久工事（電子入札対象）
⑶　工事場所　自）徳島県徳島市川内町
至）徳島県徳島市川内町
⑷　工事内容　本工事は、延長2,600m（土工量約500千㎥）の土木工事である。
⑸　工事概算数量
延長　2,600m
幅員　土工部　10.5m×１
土工量　約500千㎥
横断構造物　Ｃ－ＢＯＸ　９箇所
⑹　工期　契約締結日の翌日から930日間
⑺　使用する資機材
砂・砕石　約３千㎥
コンクリート　約９千㎥
鉄筋　約１千ｔ
アスファルト合材　約２千ｔ
⑻　本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る社会的要請の高い課題についての施工上の工夫、具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
⑽　本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。
⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＦＤ又はＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
2　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時に、平成21・22年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木工事」の資格を有し、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定をうけていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上）であり、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　経常建設共同企業体を構成する場合においては、各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
⑷　施工実績　平成７年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること（単体申請の場合は下記同種工事の㋐の実績が必要）。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
㋐　同種工事　土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が40万㎥以上の道路の土工工事
ただし、共同企業体にあっては、共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、共同企業体を構成する代表者以外の構成員は㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。
㋑　同種工事　土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が20万㎥以上の道路の土工工事
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　専任の主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任（監理）技術者が、平成７年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。
同種工事　土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が20万㎥以上の道路の土工工事
ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。
③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。